

ボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 B A. I

略語のリスト

国内官庁： ボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関

I P L： ボスニア特許法

A P L： 行政手続に関するボスニア法

指定（又は選択）官庁 B A	ボスニア・ヘルツェゴビナ 知的財産機関 国内段階に入るための要件の概要	概 要 B A
-------------------	---	------------

ボスニア・ヘルツェゴビナ知的所有権機関による国内特許の付与を望む場合：

国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から34か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から34か月
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める
権利回復手数料	BAM 300
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ボスニア語、クロアチア語又はセルビア語
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求される
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない。線は均一の太さの黒色で、明確に視認可能かつ消去不可能となるよう描き、各線の間の表面は着色又は濃淡付けしない。
国内手数料	通貨：兌換マルク（BAM） 出願手数料 BAM 260 一更に30頁を超える出願の頁ごとに BAM 3 一更に10個を超える請求の範囲ごとに BAM 11 公告手数料 BAM 60
国内手数料の免除、割引又は払戻し	出願人が発明者である場合、出願手数料は50%減額される

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

B A	ボスニア・ヘルツェゴビナ 知的財産機関（続き）	B A
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2） ²	出願人がボスニア・ヘルツェゴビナに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をするために登録した者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	
欧州特許の拡張を望む場合：附属書B 2の欧州特許機構（E P），国内段階の概要（E P），国内編のE P及びB Aを参照		

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

BA. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

BA. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書BA. I に概説されている。

PCT Art. 28
41

BA. 03 出願の補正及びその時期

出願人は特許付与前であれば、出願時の主題の範囲を拡張しないことを条件として、国際出願の補正及び補充を行うことができる。

BA. 04 維持手数料

特許付与後、特許を有効に維持するためには維持手数料を支払わなければならない。最初の維持手数料は、国際出願日から3年目について支払う。その後の維持手数料は、各年の国際出願日の応当日前に支払わなければならない。期間内に支払われなければ、国内官庁は支払期日後6箇月以内に50%出願の割増料を伴い維持手数料を支払うよう出願人に通知する。維持手数料の額は附属書BA. I に記載されている。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

BA. 05 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階又は国内官庁に対する手続において出願人が国際段階に関するいずれかの行為をするための期間を遵守しなかった場合、国内官庁は期間を延長することができる。遅滞の許容を受けるための手続は、次の者が行うことができる。(1) 正当な理由によって特定の行為が遅れた当事者；(2) 不知又は明白な誤りによって管轄しない当局に提出したことによって、期間内に手続しなかった当事者；(3) 不知又は明白な誤りによって所定の期間を徒過したが、期間後3日以内に管轄当局に手続又は関係書類の提出を行った当事者であって、その遅滞によって権利を喪失する場合。

BA. 06 遅滞の許容請求では、遅滞の原因となった状況を説明し、遅滞提出を希望する書類を添付する。遅滞の許容請求は、遅滞の原因となる状況が存在しなくなった日から、又は当事者がその不存在を後に知った場合にはその不存在を知った日から、8日以内に行わなければならない。遅滞の許容請求は、遅滞した書類を提出すべきであった日又は行為をすべきであった日から3箇月以内に限り認められる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

BA. 07 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。国内段階で国内官庁が否定的な決定をした場合（P C T 第25条の規定に基づく検査の請求の場合を含む）には、その決定を受領した日から1箇月以内に、ボスニア・ヘルツェゴビナ知的所有権機関審判部に審判を請求することができる。

手数料

(通貨：兌換マルク)

出願及び公開手数料	260
付与特許公告手数料	60
維持手数料：	
－第3年度，国際出願日から起算	90
－第4年度，国際出願日から起算	110
－第5年度，国際出願日から起算	130
－第6年度，国際出願日から起算	190
－第7年度，国際出願日から起算	250
－第8年度，国際出願日から起算	310
－第9年度，国際出願日から起算	370
－第10年度，国際出願日から起算	480
－第11年度，国際出願日から起算	600
－第12年度，国際出願日から起算	720
－第13年度，国際出願日から起算	940
－第14年度，国際出願日から起算	1,060
－第15年度，国際出願日から起算	1,180
－第16年度，国際出願日から起算	1,400
－第17年度，国際出願日から起算	1,620
－第18年度，国際出願日から起算	1,840
－第19年度，国際出願日から起算	2,060
－第20年度，国際出願日から起算	2,280

手数料の支払方法

すべての手数料は，登録特許代理人を通じて，ボスニア・ヘルツェゴビナ知的所有権機関に支払わなければならない。

例外的に外国の自然人及び法人は，現地通貨（BAM）で支払う場合，代理人なしで直接支払が認められる。外国の自然人及び法人は通信用あて名を国内官庁に提示し，これはボスニア・ヘルツェゴビナ国内であることが要求される。この場合には請求に基づき，国内官庁は支払に必要な情報すべてを含む納付書を発行する。